

第 5 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和6年5月7日（火）午後4時35分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 信 夫 恵 美 子
委 員 木 村 希
4. 事務局 教 育 監 倍 楼 司
教育総務課長 磯 場 嘉 和
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 花 卷 亘
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 蛭 子 拓 弥
5. 教育長の報告 報 告 第 1 号 教育行政動向報告（4月1日～5月7日分）
6. 附議事件 議案第21号 七飯町町内会館運営補助金交付要綱の一部改正について
議案第22号 七飯町社会教育委員会への諮問について
議案第23号 令和6年度七飯町育英資金の貸付について
7. 閉 会 午後5時00分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 木 村 希

調整者 三 浦 啓 輔

別紙

與田教育長

：定刻も過ぎましたので、只今から令和6年第5回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。

本日の会議録署名委員につきましては、木村委員にお願いいたします。では、次第に沿って進めさせていただきます。

まず3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告（4月1日～5月7日分）につきまして、本日お配りした資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

4月1日、定例教育委員会議をこの場で開催しております。

続きまして、4日に令和6年度七飯町交通安全祈願祭を、あかまつ公園で行っております。同日、校長・教頭合同会議を開催しております。

4月8日、町内小中学校、義務教育学校の入学式が開催されました。同じく七飯高等学校の第42回入学式が行われております。

9日、七飯町スポーツ少年団本部総会が開催され、10団体12名の評議員が出席しております。

9日から10日にかけて、七飯養護学校の小学部から高等部までの入学式が行われております。

4月10日、小笠原アカデミー教育振興財団の小笠原孝理事長のお別れ会が、湯の川の花びしホテルで行われましたので、七飯町教育委員会にも各学校にこれまで毎年20万円の書架、書物の寄贈を頂いておりますので私が出席をしております。

11日、渡島管内市町教育委員会教育長会議が行われております。

13日、七飯町スポーツ少年団本部結団式、運動適性テストが行われております。

15日、議員全員協議会が行われておりまして、給食センターがHACCPの認証の更新を受けましたので、報告しております。

16日、七飯町スポーツ協会の総会が行われております。

17日、定例校長会議が開催され、9項目について情報提供を行っております。

翌々日19日、定例教頭・主幹教諭会議が開催され、校長会同様に情報提供を行っております。

21日、大沼国定公園安全祈願祭が駒ヶ岳神社で行われましたので、出席をしております。その後、プリンスホテルから公園広場までのゴミ拾いについて参加をしております。

23日、令和6年度第1回渡島教育研究所維持委員会が開催されましたので、出席をしております。それから令和6年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会がZOOMで開催されましたので、峠下小学校の校長、大中山中学校の校長と共に参加をしております。

25日、臨時校長会議を開催しました。

【個人情報を含むため、会議録省略】

27日、七飯町歴史館ジュニア探検クラブ開講式が行われ、8名の子どもたちが参加しております。

29日、月曜日祭日ですけれども、第71回大沼湖畔駅伝競走大会が行われてまして、93チーム208名の選手が参加をしております。

5月7日、今日ですけれども午前中に、令和6年度七重学校入学式・開講式が行われ、本年度は17名の新入学生が参加をしました。午後から皆様と共に出席を頂きましたが、渡島教育委員会連絡協議会役員会及び総会が鹿部町で開催をしております。役員会には山川委員に出席をして頂きました。ありがとうございました。以上でございます。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：はい、ありがとうございます。では報告第1号教育行政動向報告につきましては、報告済みとさせていただきます。

続きまして次第4、附議事件に入らせて頂きます。まず、議案第21号七飯町町内会館運営補助金交付要綱の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

生涯教育課長：それでは、議案第21号七飯町町内会館運営補助金交付要綱の一部改正について提案説明を申し上げます。議案資料1の概要をご覧ください。

最初に1の改正理由ですが、今回改正する七飯町町内会館運営補助金交付要綱は、町内会が設置し運営する町内会館の運営に係る光熱水費等の実費を補助するための手続きを定めた要綱ですが、この度は町内会が設置した町内会館に加え、七飯町が設置した施設であって実際の管理運用は町内会が実施している施設及び、町内会以外の団体が運営する施設であって実質的には町内会館と同様の役割を果たしている施設についても、補助の対象とするために本要綱の一部を改正するものです。

次に2の改正内容です。議案資料1の2ページ目以降にある、新旧対照表も合わせてご覧ください。

まず（1）として補助の対象施設に町内会館以外の施設を含めるため、「町内会館」を「町内会館等」とする改正で、該当箇所としては、要綱の題名、第3条第2項、第5条第1号第2号及び第3号、様式第1号の名称と様式第2号の名称が対象となります。

次に（2）として、補助の対象団体に町内会以外の団体を含めるため、「町内会」を「町内会等」とし、「会館運営町内会長名」を「会館運営団体代表者名」とする改正です。該当箇所としては、第1条、第3条第1項及び様式第2号関係です。

次に（3）として、補助の対象施設に町内会等が運営する施設を含めるため、「設置する町内会館」を「運営する町内会館等」とする改正です。該当箇所としては第1条になります。

次に（4）として、規定の整備を行う改正で、用語の使用方法を適正にするために、「設置」を「設置され」に改正し、様式の方の元号の「平成」を削除する内容で、該当箇所としては、第3条第2項、様式第1号及び様式第2号関係でございます。最後に3の施行期日等ですが、この要綱は公布の日から施行します。なお、今年度から町が設置した町営住宅、本町冬トピア団地の集会所が、本要綱による補助対象となる予定でございます。令和6年度当初予算において見合い分の予算が計上されてございます。しかし、補助金の交付はこれからとなるため、経過措置に関する規定は入れてございません。以上簡単ではございますが、提案説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

與田教育長：はい、具体的に今冬トピアの集会所には町が作ったものが該当するって言ったのだけれど、それ以外に何件あるか分かりやすいように説明をお願いします。果樹組合の施設とか。

生涯教育課長 : そうですね。鳴川に果樹センターがあるのですけれども、果樹センターなの
ですけれども地域の町内会の方だとかも使ってらっしゃって、申請主体も町
内会ではなくて果樹組合のほうから申請が上がってきているのですけれども、
実際にこの要綱ができる以前から、実は補助の対象施設として取り扱っていた
のですけれども、この度本町上台団地と、上台町内会のほうで、冬トピア
団地の集会所も町内会館の施設として、これまでもずっと使っていたのです
が、町のほうでこれまでは電気代とか水道代を払っていたのですけれども、
今度は町内会の管理運営にするということで、町内会のほうで補助申請をし
て、町内会に補助をする。お金の出所がちょっと変わるとい程度になるか
もしれませんが、町内会単位の主体性を持って施設を運営して頂くとい
う意味合いで、そのような事務手続きに変わりましたので、この要綱につ
いても実際今回冬トピア団地の集会所が追加になるにあたりまして、現状に
合わせて要綱を整理したという形の改正でございます。

與田教育長 : ありがとうございます。ということで、マイナスの改正ではございませ
んの、よろしゅうございますか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第21号七飯町町内会館運営補助金交付
要綱の一部改正については、ご承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第22号七飯町社会教育委員会への諮問について、事務局
よりお願いいたします。

生涯教育課長 : はい、それでは議案第22号七飯町社会教育委員会への諮問について、提案
説明申し上げます。

この度の提案は、令和6年第3回定例七飯町教育委員会議で情報提供させて
頂いたとおり、子どもの居場所づくりについて、七飯町教育委員会から七飯
町社会教育委員会へ諮問するために、委員の皆様方に議決をお願いする内容
でございます。なお、諮問書の案は議案資料2にお示ししてございます。こ
の諮問書案にございますとおり、令和5年12月22日に「こどもの居場所
づくりに関する指針」が閣議決定され、「全てのこどもが自己肯定感や自己
有用感を高め、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、
こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍してい
けるよう、「子どもまんなか」の居場所づくりを実現する」ことを目指すとい
う国としての考え方が示されました。そしてこの指針の中では、「こども
の居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方公共団体、学校、地域住民
など広くこどもの居場所に関係する者がその内容を理解するとともに、こ
どもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待される」と
されていることから、七飯町としても令和6年度の教育行政方針に「子ども
の安全安心な居場所づくりの推進」を掲げ、子どもたちが放課後に安心して
過ごせる場所を整備し、健全育成を推進することを目指しているところでござ
います。

しかし、「居場所」の形態は多様であり、効果的な「居場所」を整備していく
ためには、児童・生徒や保護者のニーズを把握し、七飯町に合った「居場所」
の形態について検討する必要があるため、社会教育法第17条第1項の規定
により、教育委員会の諮問機関とされている社会教育委員会に対して、「子
どもの居場所づくり」について諮問するものでございます。

以上簡単ではございますが、提案説明を終わります。よろしくご審議下さい
ますよう、お願いいたします。

與田教育長 : はい、ということでございます。今月24日に、今年度の1回目の社会教育

委員会議がありますので、この教育委員会議で議決を頂ければ、その24日の社会教育委員会議に諮問をすると、いう形を取りたいと思っておりますが、加屋本委員。

加屋本委員 : ちょっと理解するのに時間がかかったのだけれど、要は社会教育委員会の中で居場所づくりに関する様々なものを作り上げて、それでどういうふうにしたほうが良いのかということをやります。原案みたいなものは教育委員会から出すのですか。

生涯教育課長 : 事務局として諮問をして調査・検討をして頂きますので、その材料はこちらの事務局のほうからお示しして、調査方法だとかについても案はお示ししますけれども、最終的に社会教育委員会の中で討論・議論をしていただいて、「このような形で社会教育委員としては教育委員会のほうに答申します」という答申案を作って頂きます。答申案をもって今度は教育委員会として子どもの居場所づくりというのを、どういうものにするかというのを考えて、最終的には七飯町として子どもの居場所というのはいくつかあるものだという案になっていくので、最初の調査・検討を社会教育委員会にお願いをするという、最初の段階というふうにご検討いただければと思います。

加屋本委員 : そういう形に多分ならざるを得ないだろうと思っておりますけれども、私もこども家庭庁から出てきたこの「居場所の指針」というのを見たことが無いので、単純に言うと、学校と家庭以外に放課後子どもが居る場所、今で言うと学童とかそういうのも入るのですね。学童とかそれ以外にも、こども食堂だとか、そういうものを考えているのでしょうか。

生涯教育課長 : 物理的な場所というだけではなくて、子どもが心の拠り所になるようなものも含めて、場所という風にたぶん考えているのだと思います。私もこの子どもの居場所づくりに関する指針という出たものを熟読はしてないのですが、単純な場所だけを想定しているわけでは、でもおそらくは安全安心な場所という、放課後に子どもたちが過ごせる場所ということで、一番考えられるのが学童とかだと思っております。ただ、こども家庭庁自体が複数の役所の管轄を、所管する部署としてできていますので、そこから出された指針です。それを元に教育委員会として、まずはどういう風な考え方をすべきなのかというのを、今回考えさせて頂いて、おそらく同じようなアプローチはひょっとしたら子育て部局のほうでもするかもしれませんし、福祉課のほうでも同じようなアプローチをするかもしれませんけれども、まずは教育委員会として指針が出されたことに対して、子どもに関わる部署の一つとして、どのような検討をしていくかという第1段階というふうにお考えいただければと思います。

加屋本委員 : すみません、令和5年12月に出されてもう半年になるので、多分全国的にはそういうものを受けて先進地域みたいにして、国のやることだから、当然見本になるものやっていますのではないかと思います。推測ですよ。ですからもし、そういうことを(事務局が)研究されて案みたいなものを作って、社会教育委員会に出すと思うのですが、できればそういうものを調べてみて、あったら積極的に見たほうが良いのではないかなど。多分、国のやることはそういうふうになるのではないかと思います。

與田教育長 : いろんな事をやっています。学校全体を居場所に行っている所もあります。あるいは、放課後だけではなくて、朝の居場所ということで朝7時から学校を開門しているところもあります。ただ、それはあるというだけであって、七飯町の現状に合った、あるいは今ならでき、将来だったらできる、その辺の時間的な問題もあると思います。

あともう一つは、施設だけではなくて、帰り道にそういう子どもたちを受け入れてくれる家庭があったときに、そこを利用するということもあるかもしれません。あるいは高齢者だけの世帯で「いいですよちは」という所もあるかもしれません。

いろんな可能性がありますので、そこは今加屋本委員がおっしゃったように、全国的な事例というものを、これは子育て部局のほうとも連携しながら、調査をしたいと思います。ただそれを待って諮問するのであれば、時間があまりにもかかり過ぎますので、並行しながらここは対応していきたいと思っていますので、ぜひそういうことで子どもたちの居場所を考える上での、教育委員会としての第一歩を踏み出す。まだまだ不十分なところもありますが、その第一歩のための手段として、今回諮問をしたいと思っていますので、ぜひそういうことでご承認を賜れば、まずは踏み出したいと思っていますのでよろしく願いいたします。

加屋本委員
山川委員
與田教育長

: 良いことだと思います。

: そうですね。どんな諮問案が出てくるか楽しみです。

: よろしいですか。ありがとうございます。では、議案第22号七飯町社会教育委員会への諮問については、ご承認賜ったものとさせていただきます。続きまして、議案第23号令和6年度七飯町育英資金の貸付について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長

: それでは議案第23号令和6年度七飯町育英資金の貸付について、ご説明いたします。令和6年度七飯町育英資金の貸付について、別紙の通り申請がありましたので、七飯町育英基金条例第6条の規定に基づき、奨学生を選考することについて、議決を求めるものでございます。

【個人情報を含むため、会議録省略】

與田教育長

: ありがとうございます。では、議案第23号令和6年度七飯町育英資金の貸付については、提案の通り承認賜ったものとさせていただきます。

以上をもちまして、令和6年第5回定例七飯町教育委員会議については全て議決賜りました。以上で終了させていただきます。